

住まなくなった家が地域のスマイルに



管理されていない空き家は、近隣住民にとって危険な存在になるばかりか、家族間のトラブルにつながる恐れがあります。そうならないために、帰省等で家族が集まる機会に、ぜひ話し合ってみてください。

問 空家対策課 ☎435・1091

身近な問題として

所有者が管理できなくなり、住まなくなった住宅等を長年放置しておく、様々な問題が生じる恐れがあります。本市においても、人口減少、高齢単身世帯の増加や住宅等の老朽化に伴い、空家等が年々増加し続けており、空き家解消に向けた取り組みを実施しています。

事前に相談

自宅等が空き家にならないためには、事前に家族で将来住まなくなった家をどうするか相談しておくことが大切です。また、本市には、空き家を利活用する際の補助金制度があります。空き家の利活用を含め、家について考えてみてはいかがでしょうか。



「ほんまちえんがわはうす」の運営管理をする小林修治さん（写真左）と百合子さん（写真右）

補助金を活用した施設例



山東地域交流拠点 まんなか



秋葉町自治会館

「空き家を活用した地域交流拠点等」づくりに係る補助金を活用した「ほんまちえんがわはうす」の小林さんにお話をお聞きしました。

空き家をみんなの縁側に

昭和25年に建てられた物件が空き家となり、所有者となった小林さんは、「つぶしてしまおうのはもったいないし、なんとか残したい」「子供からお年寄りまでが気軽に集まり、交流できる場になれば」と空き家を利活用することを考えました。

第3の居場所として

こちらの施設では、寄席や子ども食堂、健康体操等の様々なイベントが開かれています。また、和歌山信愛大学の学生の活動の場となっています。古民家の良い味は残しつつ、きれいに整えられているところが、利用する方に気に入られています。

市内でイベント等を通じてまちづくりに取り組む団体の「チームメイクスポット」や和歌山信愛大学の学生らの協力を得ながらリフォームを進め、多くの人の縁の力で、「ほんまちえんがわはうす」が完成しました。

小林さんは、「様々な事情の方に、この施設が『自宅』や『学校職場』とは違う『第3の居場所』となり、息抜きのできる心の拠り所となれば」とにっこりと話されました。



空き家の相談事はこちらへ

8月25日 空家なんでも相談会（勤労者総合センターにて）
司法書士・宅地建物取引士によるセミナーと無料相談会

セミナー 13時～13時30分

相談会 13時30分～16時（最終受付15時30分）※予約優先

対象 空き家を所有・管理されている方や、自宅や実家が空き家になる見込みの方等

空き家の所有者と利用者をつなぎます

わかやま空き家バンク

売りたい・貸したい空き家の情報をサイトに掲載し公開しています。登録要件等、詳細は市HP（ID：1021256）をご確認ください。

問合せ 空家対策課（本庁舎8階）☎435-1091

補助金制度があります！

自治会同意の上、空き家を地域交流拠点等として10年以上活用する場合、改修費用等の一部を補助します。※登録要件等、詳細は市HP（ID:1020115）をご確認ください。

補助内容 外装・内装等の改修工事にかかる合計額の3分の2まで（上限200万円）

申込 8月1日～31日までに申請書類を空家対策課（本庁舎8階）に提出

空き家の放置にはこんなリスクが・・・

老朽化による倒壊



建物が倒壊し、他者に損害が発生した場合は、所有者が損害賠償責任を負う可能性があります。

草木の繁茂・害虫の発生



害虫や害獣の住処となり、不衛生な環境になります。また、まちの景観を損なう恐れもあります。

不審者の侵入



不審者が侵入し、窃盗や住みつきをされ、犯罪行為の拠点にされる恐れがあります。